

# 千葉県 の 監 査

—平成27年度版—

千葉県監査委員

この冊子は、定期監査・決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率等審査については平成27年度会計を対象とした監査等の結果を、財政的援助団体等監査については平成26年度会計を対象とした監査の結果を、その他の監査についてはおおむね平成27年度に行った監査等の結果を中心に作成しました。

# 千葉県の監査－平成27年度－ 目次

## 第1 監査等の概要

1 監査等の基本方針	1
2 監査等の対象	1

## 第2 監査等の結果

I 定期監査	4
II 行政監査	9
III 財政的援助団体等監査	10
IV 例月出納検査	12
V 決算審査	13
VI 基金運用状況審査	27
VII 健全化判断比率等審査	28
VIII 住民監査請求	30
IX 外部監査	31

### 【資料】

1 監査委員	32
2 平成27年度監査計画	33

(計画期間：27年9月～28年8月)



# 第1 監査等の概要

## 1 監査等の基本方針

現下の厳しい財政状況を勘案し、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を挙げているかなど、より一層、県民の立場・視点に立った監査を実施方針に基づき実施する。

実施に当たっては、外部監査や行政監査の結果に留意し、合規性、正確性の視点はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点から積極的かつ経年的に検証を行う。

また、監査結果等の情報を県民に速やかかつ分かりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

## 2 監査等の対象

平成 27 年度監査計画に基づき監査委員が実施した監査等は次のとおりである。

区分	内 容	監査対象機関等
定期監査	平成 27 年度の会計を原則として、県の財務に関する事務その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、及び経営に係る事業管理が合理的かつ効率的に行われているかについて監査した。	県の本庁、出先機関（各種委員会等を含む）の全て、485 機関
行政監査	平成 27 年度は、「歳出予算の繰越しについて」をテーマとし、平成 28 年度にわたり監査を実施している。	平成 26 年度から平成 27 年度にかけて繰越しを行った県の本庁、出先機関（各種委員会等を含む）の中から、繰越し手続、繰越し事由、繰越しの縮減に向けた取組状況等に注目して監査対象機関を選定
財政的援助団体等監査	県が財政的援助、出資若しくは支払保証を与えている団体及び県が受益権を有する不動産信託の受託者又は公の施設に係る指定管理者に対し、平成 26 年度の会計を原則として当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査した。	県の出資率が 25% 以上かつ事業規模 1 千万円以上の出資団体、県の補助金が 3 億円以上の私立高等学校、県の補助金が 5 千万円以上の団体及び指定管理料が 5 千万円以上の指定管理者、96 団体のうち 34 団体
例月出納検査	毎月の収入又は支出が適正かつ円滑に行われているかを中心とし、現金の出納の状況について総括的に検査した。	普通会計、公営企業会計、基金における現金の出納
決算審査	平成 27 年度の会計に係る決算書その他関係諸表に基づく計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、経営活動は経済性を発揮しているかについて審査した。	普通会計決算、公営企業会計決算

区分	内 容	監査対象機関等
基金運用 状況審査	特定目的のために定額の資金を運用するために設けた基金について、その運用が適正に行われているかを審査した。	土地開発基金、美術品 等取得基金
健全化判 断比率等 審査	平成 27 年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、算定が適正に行われているかについて審査した。	普通会計決算、公営企 業会計決算
住民監査 請求	知事等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとして、住民から監査を求められたものについて、いずれも地方自治法に定められた要件を備えていない請求であったため、監査を実施しなかった。	請求件数： 3 件 (うち監査実施件数 : 0 件)

### 【注】 監査等の結果の処理

監査等（住民監査請求に基づく監査を除く。以下同じ。）の結果は、次の区分及び基準に従い処理を行っている。

#### (1) 区分

##### ア 監査

- (ア) 指摘事項
- (イ) 注意事項
- (ウ) 指導事項

##### イ 検査

- (ア) 指摘事項
- (イ) 注意事項

##### ウ 審査

- (ア) 改善すべき事項
- (イ) 留意すべき事項

#### (2) 基準

##### ア 指摘事項

- (ア) 法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合
- (イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合
- (ウ) 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合

##### イ 注意事項

- (ア) 法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合
- (イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合
- (ウ) 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合

##### ウ 指導事項

(ア) 事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合

(イ) 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

エ 改善すべき事項  
指摘事項に準ずる。

オ 留意すべき事項  
注意事項に準ずる。

## 第2 監査等の結果

### I 定期監査

#### 1 監査の実施状況

(1) 平成 27 年度の県における事務や事業の執行全般を対象として、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点から監査を実施した。

また、監査を効果的に実施するため、平成 27 年度は、普通会計及び公営企業会計ともに、重点監査事項に重点を置いて実施した。

#### ア 重点監査事項

(ア) 適正な財務事務の執行について

##### a 普通会計

- ・収入未済について
- ・契約事務について
- ・公共事業の執行について
- ・財産について

##### b 公営企業会計

- ・契約事務等について
- ・工事の執行について
- ・財産について

(イ) 内部統制について

(2) 監査の実施時期

平成 27 年 9 月から平成 28 年 8 月

(3) 監査対象は平成 27 年度の会計に係る事務・事業とし、監査対象機関は、平成 27 年 4 月 1 日現在の 485 機関の全てとした。

区 分		監査計画数	監 査 実 施 機 関 数		
			実地監査	書面監査	計
普通会計	本 庁	102	102	—	102
	出先機関	343	153	190	343
	計	445	255	190	445
公営企業会計	本 庁	15	15	—	15
	出先機関	25	17	8	25
	計	40	32	8	40
合 計	本 庁	117	117	—	117
	出先機関	368	170	198	368
	計	485	287	198	485

## 2 指摘事項等の件数

区 分		監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
			指摘事項	注意事項	指導事項	意見
普通会計	本 庁	102	2	44	38	0
	出先機関	343	9	83	129	0
	計	445	11	127	167	0
公営企業会計	本 庁	15	1	1	1	0
	出先機関	25	7	5	16	0
	計	40	8	6	17	0
合 計	本 庁	117	3	45	39	0
	出先機関	368	16	88	145	0
	計	485	19	133	184	0

## 3 指摘事項等の概要

### (1) 指摘事項

(普通会計) 11件

番号	項目	件数
1	調定の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	4
2	支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	3
3	収入未済の解消のため、徴収対策に万全を期すことを求めたもの	2
4	工事における不適正な契約手続について、再発防止を求めたもの	1
5	統計における不適正な事務処理について、再発防止を求めたもの	1

(公営企業会計) 8件

番号	項目	件数
1	預り金について、適正な処理を求めたもの	1
2	行政資産使用料等の調定について、適正な事務手続を求めたもの	5
3	病院の医療事故について、必要な改善、信頼回復を求めたもの	1
4	診療報酬の請求について、適正な処理を求めたもの	1

(2) 注意事項

(普通会計) 127件

番号	項目	件数
1	支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	46
2	収入未済の解消を求めたもの	20
3	個人情報等の紛失や漏えいについて、再発防止を求めたもの	13
4	個人負担限度額の認定誤りについて、再発防止を求めたもの	7
5	徴収金の算定誤りについて、再発防止を求めたもの	6
6	支払の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	5
7	産業廃棄物の処理について、適正な事務手続を求めたもの	5
8	工事に係る設計積算の誤りについて、適正な積算を求めたもの	4
9	不法占用等となっている県有地について、適正な管理を求めたもの	4
10	使用に当たり許可手続が行われていないものについて、適正な管理を求めたもの	4
11	予定価格を超えた金額で契約したことについて、適正な事務手続を求めたもの	3
12	調定の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	2
13	誤った相手方への支出について、適正な事務手続を求めたもの	1
14	財産処分について、適正な事務手続を求めたもの	1
15	使用許可に伴う使用料について、適正な事務手続を求めたもの	1
16	債権について、適正な管理を求めたもの	1
17	文書の紛失について、再発防止を求めたもの	1
18	入校選考結果通知の第三者への誤送付について、再発防止を求めたもの	1
19	入試出願事務処理の誤りにより生徒が受験できなくなったことについて、再発防止を求めたもの	1
20	一時保護児童が連れ去られたことについて、再発防止を求めたもの	1

(公営企業会計) 6件

番号	項目	件数
1	土地等の貸付けについて、適正な対応を求めたもの	1
2	工事の設計積算について、適正な処理を求めたもの	1
3	収入事務について、適切な処理を求めたもの	1
4	契約について、適正な事務手続を求めたもの	1
5	物品について、適正な管理を求めたもの	1
6	未収金について、適切な処理を求めたもの	1

(3) 指導事項

(普通会計) 167件

番号	項目	件数
1	支出負担行為の時期に係るもの	39
2	収入未済に係るもの	35
3	調定の時期に係るもの	15
4	収入事務に係るもの	13
5	契約事務に係るもの	12
6	文書事務に係るもの	12
7	支払の時期に係るもの	8
8	財産の管理に係るもの	7
9	入試出願事務に係るもの	6
10	工事の設計積算に係るもの	3
11	補助金の事務手続に係るもの	3
12	予算の令達に係るもの	2
13	支出事務に係るもの	2
14	使用許可に係るもの	2
15	調達手続に係るもの	2
16	物品の管理に係るもの	2
17	工事の施工管理に係るもの	1
18	事業の運営に係るもの	1
19	所得税の源泉徴収に係るもの	1
20	歳入歳出外現金の取扱いに係るもの	1

(公営企業会計) 17件

番号	項目	件数
1	未収金に係るもの	6
2	支出負担行為の時期に係るもの	4
3	支出事務に係るもの	3
4	契約事務に係るもの	3
5	調定事務に係るもの	1

<参考> 主な項目別処理区分

(普通会計)

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
支出負担行為の時期	3	46	39
収入未済	2	20	35
調定の時期	4	2	15
個人情報等の管理		13	
財産の管理		8	7
支払の時期		5	8
契約事務		8	12
工事の設計積算		4	3
負担額等の算定		13	
その他の収入事務			13
文書事務			12
入試出願事務		1	6
その他	2	7	17
計	11	127	167

(公営企業会計)

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
調定事務	5		1
未収金		1	6
支出負担行為の時期			4
支出事務			3
契約事務		1	3
預り金処理	1		
工事の設計積算		1	
収入事務		1	
物品管理		1	
その他	2	1	
計	8	6	17

## II 行政監査

---

### 1 行政監査の実施状況

- (1) 行政監査は、地方自治法第 199 条第 2 項の規定により、県が行っている事務が法令、条例に定めるところに従い適正に執行されているかどうか、また、正確性、経済性、効率性及び有効性の確保がなされているかどうかについて監査を行うものである。
  
- (2) 平成 27 年度は、「歳出予算の繰越しについて」をテーマとし、平成 28 年度にわたり監査を実施している。

### Ⅲ 財政的援助団体等監査

#### 1 監査の実施状況

(1) 平成 26 年度の財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施した。

また、出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認した。

#### (2) 監査の実施時期

平成 27 年 9 月から平成 28 年 3 月

(3) 監査対象は平成 26 年度会計における財政的援助等に係るものとし、また、監査対象団体は、① 県の出資率が 25 パーセント以上かつ事業規模 1 千万円以上の出資法人② 県の補助金が 3 億円以上の私立高等学校③ 県の補助金が 5 千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く）④ 指定管理料が 5 千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く）とし、そのうち 34 団体について監査した。

区 分	監査対象 団体の数	監査実施団体の数		
		実地監査	書面監査	計
出資団体	33	17	2	19
私立高等学校	29	2	5	7
その他の援助 (補助) 団体	17	4	0	4
指定管理者	17	4	0	4
計	96	27	7	34

## 2 指摘事項等の概要

### (1) 件数

区 分	監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
		指摘事項	注意事項	指導事項	意見
出資団体	19	3	3	7	0
私立高等学校	7	0	0	0	0
その他の援助 (補助) 団体	4	0	0	1	0
指定管理者	4	0	0	1	0
計	34	3	3	9	0

### (2) 主な事項

#### ア 指摘事項 3件

番号	項目	件数
1	決算処理の適正化を求めたもの	1
2	経営状態の改善を求めたもの	1
3	事業損失の改善を求めたもの	1

#### イ 注意事項 3件

番号	項目	件数
1	未収金の早期回収を求めたもの	2
2	経営状態の改善を求めたもの	1

#### ウ 指導事項 9件

番号	項目	件数
1	決算処理に係るもの	2
2	予算管理等に係るもの	1
3	管理報告に係るもの	1
4	契約事務に係るもの	1
5	委託業務に係るもの	1
6	支出事務に係るもの	1
7	会計処理に係るもの	1
8	再委託に係るもの	1

## IV 例月出納検査

---

例月出納検査は、各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として実施する検査である。

検査対象は、会計管理者所管及び公営企業管理者所管の全ての会計及び基金であり、毎月1回計12回（実地検査1回、書面検査11回）実施し、いずれも適正であることを確認した。

## V 決算審査

### 1 会計管理者所管の会計

#### (1) 審査の対象

平成 27 年度歳入歳出決算の審査対象は、次のとおりである。

平成 27 年度	千葉県一般会計
平成 27 年度	千葉県特別会計財政調整基金
平成 27 年度	千葉県特別会計県債管理事業
平成 27 年度	千葉県特別会計地方消費税清算
平成 27 年度	千葉県特別会計自動車税証紙
平成 27 年度	千葉県特別会計市町村振興資金
平成 27 年度	千葉県特別会計公営競技事業
平成 27 年度	千葉県特別会計母子父子寡婦福祉資金
平成 27 年度	千葉県特別会計心身障害者扶養年金事業
平成 27 年度	千葉県特別会計日本コンベンションセンター国際展示場事業
平成 27 年度	千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金
平成 27 年度	千葉県特別会計工業団地整備事業
平成 27 年度	千葉県特別会計就農支援資金
平成 27 年度	千葉県特別会計営林事業
平成 27 年度	千葉県特別会計林業・木材産業改善資金
平成 27 年度	千葉県特別会計沿岸漁業改善資金
平成 27 年度	千葉県特別会計流域下水道事業
平成 27 年度	千葉県特別会計港湾整備事業
平成 27 年度	千葉県特別会計土地区画整理事業
平成 27 年度	千葉県特別会計奨学資金

#### (2) 審査の手続

平成 27 年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、予算の執行が議決の本旨にのっとり適正で経済的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意するとともに、平成 22 年 4 月に策定した「千葉県監査改革指針」を踏まえ、関係諸帳簿、証書類等を照合精査し、関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

### (3) 審査の結果及び意見

#### ア 審査の結果

各会計の決算については、関係諸帳簿、証書類及び指定金融機関総括店の公金出納総括計算表と符合しており、決算に関する計数はいずれも正確なものと認められた。

また、予算の執行については、一部に留意すべき事項が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

なお、平成 27 年度においては、需用費等に係る不適正な経理処理は認められなかった。

#### イ 審査の意見

##### (ア) 決算の概要

##### a 決算総額

平成 27 年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は、前年度と比較して 1,538 億 1,088 万余円 (5.9 パーセント) 増加し、2 兆 7,422 億 7,266 万余円となった。

また、歳出決算合計額は、前年度と比較して 1,663 億 449 万余円 (6.5 パーセント) 増加し、2 兆 7,213 億 5,577 万余円となった。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を減じた実質収支は、一般会計で 14 億 1,635 万余円、特別会計では 105 億 2,153 万余円の黒字となっている。

##### b 一般会計歳入総額

一般会計歳入総額は、前年度と比較して 446 億 7,052 万余円 (2.7 パーセント) 増加し、1 兆 6,810 億 2,479 万余円となった。

この主な要因は、県税が 678 億 2,713 万余円、地方交付税が 133 億 7,149 万余円、分担金及び負担金が 74 億 851 万余円増加した一方、県債が 411 億 7,780 万余円、地方譲与税が 88 億 8,143 万余円、諸収入が 11 億 788 万余円減少したことなどによるものである。

また、収入未済額は、前年度より 40 億 3,658 万余円減少し、平成 27 年度末現在は 273 億 162 万余円となった。

このうち、県税が前年度と比較して 46 億 4,781 万余円 (16.5 パーセント) 減少しているものの、235 億 996 万余円であり、その大半を占めている。

##### c 一般会計歳出総額

一般会計歳出総額は、前年度と比較して 550 億 6,363 万余円 (3.4 パーセント) 増加し、1 兆 6,723 億 7,342 万余円となった。

この主な要因は、諸支出金が 416 億 7,660 万余円、民生費が 165 億 4,681 万余円、衛生費が 96 億 4,608 万余円、農林水産業費が 71 億 1,562 万余円、それぞれ増加し、総務費が 180 億 1,746 万余円、警察費が 107 億 2,266 万余円、災害復旧費が 24 億 4,666 万余円、それぞれ減少したことなどによるものである。

d 特別会計について

特別会計歳入総額は、前年度と比較して1,091億4,036万余円（11.5パーセント）増加し、1兆612億4,786万余円となった。

この主な要因は、特別会計地方消費税清算が1,478億963万余円、特別会計流域下水道事業が37億5,493万余円増加したことなどによるものである。

また、収入未済額は前年度と比較して115万余円（0.16パーセント）減少し、7億2,356万余円となった。

収入未済の主なものは、特別会計母子父子寡婦福祉資金が前年度と比較して1,146万余円（2.9パーセント）減少して、3億8,086万余円、特別会計小規模企業者等設備導入資金が前年度と比較して529万余円（3.7パーセント）減少して、1億3,727万余円などとなっている。

特別会計歳出総額は、前年度と比較して1,112億4,085万余円（11.9パーセント）増加し、1兆489億8,235万余円となった。

この主な要因は、特別会計地方消費税清算が1,480億9,189万余円増加し、特別会計県債管理事業が317億7,327万余円減少したことなどによるものである。

(イ) 意見

a 今後の財政運営について

平成27年度の一般会計の決算は、歳入については、景気回復や消費税率の引上げ効果の平年度化による県税収入等の増、歳出については、医療、介護給付などの社会保障関係経費が増加している。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率（普通会計ベース）については、前年度の92.7パーセントから96.3パーセントになり、前年度比で3.6ポイント上昇している。

今後も高齢化の進展などにより、社会保障関係経費、公債費など義務的経費の増加も続き、また、老朽化する県有施設の更新も想定されるなど、厳しい財政状況が続くものと見込まれる。

一方で、千葉県地方創生「総合戦略」による取組や東京オリンピック・パラリンピックを契機とした経済活性化の取組を着実に実施する必要がある、財政運営においては、自主財源を中心とした歳入の確保や徹底した事務事業の見直しなどにより、計画的な財政の健全化に向けた取組を進められたい。

b 一般会計歳入について

(a) 県税については、収入未済額が235億996万余円と多額であり、また、不納欠損額が20億1,057万余円である。県税は自主財源の根幹であり、税収を確保することは極めて重要である。

税負担の公平性を保つためにも、個人県民税の特別徴収推進などによる徴収体制の充実・強化、課税客体の的確な把握及び迅速確実な滞納整理の実施により、収入歩合の一層の向上を図り、税収の確保に努められたい。

(b) 県税以外の収入未済額についても、37億9,165万余円と多額であり、また、不納欠損額が9,669万余円であることから、「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針（平成24年1月27日）」に基づき、法的措置を含めた回収の強化を図るとともに、収入未済の発生防止に努め、その縮減に向けた取組を一層推進されたい。

また、回収の可能性の低い債権に対しては、費用対効果の検討も含め、適切な時期に見極めを行い、債権放棄を行うことも必要である。このため、県として債権放棄に係る全庁的な基準を早急に策定されたい。

※収入未済の主なもの

・雑入（行政代執行費用等原因者償還金）	11億	53万1,456円
・土木使用料（県営住宅使用料）	3億8,472万	6,979円

(c) 県債については、建設地方債等の残高は平成17年度から減少しているものの、千葉県地方創生「総合戦略」による取組や東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う環境の整備などにも適切に対応できるよう県債の計画的な発行に留意されたい。

c 一般会計歳出について

(a) 歳出については、厳しい財政状況の下でも、安全・安心、医療・福祉、防災など「くらし満足度日本一」の千葉の実現に向けた施策を着実に実行していくため、平成25年度に策定した「千葉県行政改革計画・財政健全化計画」を踏まえ、徹底した事務事業の見直しを行い、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう予算の効率的な執行に努められたい。

(b) 翌年度繰越額は、全体で331億5,577万余円と多額であり、そのうち土木費が75.0パーセントに当たる248億5,456万余円となっている。

繰越額は、前年度と比較すると減少しているものの、依然として多額である。

歳出予算については、本来当該年度に執行することが原則であることから、繰越しの縮減に努められたい。

d 特別会計について

特別会計については、一般会計と同様に徹底した経費の節減を図ることはもとより、歳入予算に見合った計画的な予算執行を図ることに加え、特に貸付金・償還金等の収入未済の解消に努め、一般会計からの繰入金金の縮減を図られたい。

e 契約について

契約については、透明性及び公正性の確保を図る観点から、引き続き一般競争入札を拡大するとともに、随意契約については関係法令の趣旨を十分に踏まえ適正に執行されたい。

f 財産管理について

財産管理については、県が保有する庁舎等の施設の長寿命化の取組を推進し、維持・更新費の軽減・平準化を図るとともに、財源確保等の観点から、売却可能な未利用県有地等

の処分を促進されたい。

また、県有地の不法占有については、早急に解消されたい。

g 公社等外郭団体に対する監督・指導について

公社等外郭団体については、県行政改革推進本部が決定した方針に基づき改革を進めるとともに、公社等外郭団体の経営管理や適正な経理処理の徹底・浸透に留意し、会計処理についても十分な監督・指導を行われたい。

h 内部統制について

支出負担行為の遅延、使用料の調定遅延や個人情報等の紛失などの不適正な事案が依然として多数認められたことから、適正な経理処理及び事務執行のため、職員に対し、「千葉県コンプライアンス基本指針（平成22年3月制定）」を徹底させるとともに、平成27年度に千葉県コンプライアンス推進チーム会議が策定した「事務ミス未然防止・再発防止に向けて」を活用し、効果的な職場研修などを行い、内部統制機能の一層の充実に努められたい。

(ウ) 留意すべき事項（収入未済額が多額で、収入手続が適正を欠くもの。）

a 留意すべき事項（収入未済21件）

No.	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
1	総務部 政策法務課	雑入（公益目的取得財産残額に相当する額の金銭の贈与）366,128,600円の収入未済について、多額であることから、解消に努めること。
2	健康福祉部 健康福祉指導課	雑入（生活保護費弁償金及び生活保護費過年度分返還金）31,172,298円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
3	健康福祉部 児童家庭課	特別会計母子父子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入（貸付金返納等）、寡婦福祉資金元利収入（貸付金返納等）及び雑入（違約金）380,869,302円（うち、かい分47,378,241円）の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。

No.	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
4	健康福祉部	雑入（児童扶養手当返還金及び求償金）14,054,990円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
5	児童家庭課	民生費負担金（児童措置費負担金及び児童福祉施設費負担金（児童養護施設等））の102,065,904円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
6	健康福祉部 障害福祉課	民生費負担金（児童措置費負担金（障害児施設分））28,170,775円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
7	環境生活部 廃棄物指導課	雑入（行政代執行費用等原因者償還金）1,100,531,456円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
8	商工労働部 経営支援課	特別会計小規模企業者等設備導入資金の雑入（償還金等）137,272,376円の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
9	農林水産部 団体指導課	特別会計就農支援資金の農業改良資金元利収入（貸付金返納）、就農支援資金元利収入（貸付金返納）及び雑入（違約金）87,987,803円（うち、かい分80,144,831円）の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
10		特別会計林業・木材産業改善資金の貸付金元利収入41,448,000円（かい分）の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
11	農林水産部 安全農業推進課	雑入（補助金返還金）16,283,000円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。

No.	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
12	農林水産部 耕地課	雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金）180,461,400円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
13	農林水産部 水産局漁業資源課	雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金）11,077,500円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
14	農林水産部 水産局漁港課	雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金）48,426,798円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
15	県土整備部 県土整備政策課	雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金）163,991,520円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
16	県土整備部 道路整備課	雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金等）199,813,881円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
17	県土整備部 道路環境課	雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金等）292,390,669円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
18	県土整備部 河川整備課	雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金等）206,768,101円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
19	県土整備部 河川環境課	雑入（行政代執行費用原因者負担金等）26,326,352円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。

No.	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
20	県土整備部 都市整備局住宅課	土木使用料（県営住宅使用料）384,726,979 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
21	教育庁企画管理部 財務施設課	特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）71,460,645 円（うち、かい分 18,916,657 円）の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。

## 2 公営企業管理者所管の会計

### (1) 審査の対象

平成 27 年度公営企業会計決算の審査対象は、次のとおりである。

- 平成 27 年度 上水道事業会計
- 平成 27 年度 造成土地整理事業会計
- 平成 27 年度 土地造成整備事業会計
- 平成 27 年度 工業用水道事業会計
- 平成 27 年度 病院事業会計

### (2) 審査の手続

平成 27 年度の公営企業会計の決算審査に当たっては、事業の運営が地方公営企業法第 3 条（経営の基本原則）の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、不適正な経理処理が行われていないかなどに主眼を置くとともに、平成 22 年 4 月に策定した「千葉県監査改革指針」を踏まえ、知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿、証拠書類等を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

### (3) 審査の結果及び意見

#### ア 審査の結果

審査に付された決算書及び附属書類は、全ての会計について、その計数が正確で経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。

また、予算の執行については、一部に留意すべき事項が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

#### イ 審査の意見

##### (ア) 全事業会計共通事項

##### a 意見

- (a) 随意契約を始めとする入札・契約事務については、関係法令の趣旨を十分に踏まえて、引き続き適正な執行に取り組まれない。
- (b) 各会計における経営状況等を的確に把握できるよう、平成 26 年度予算・決算から地方公営企業会計基準の見直しが行われたが、引き続き新基準に則した会計処理の徹底に努められたい。
- (c) 支出負担行為の遅延、使用料の調定遅延などの不適正な事案が依然として認められたことから、職員に対し「千葉県コンプライアンス基本指針（平成 22 年 3 月制定）」を徹底させるとともに、平成 27 年度に千葉県コンプライアンス推進チーム会議が策定した「事務ミス未然防止・再発防止に向けて」を活用し、効果的な職場研修などを行い、内

部統制機能の一層の充実に努められたい。

(イ) 上水道事業会計

a 決算の状況

上水道事業会計における収益的収支決算額は、営業収益等の水道事業収益が 799 億 7,854 万余円で、営業費用等の水道事業費用が 688 億 2,871 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が 66 億 5,243 万余円で、建設改良費等の資本的支出が 425 億 2,419 万余円となった。

次に、損益については、収益は 746 億 8,039 万余円、費用は 655 億 4,762 万余円で、純利益が前年度に比べ 8 億 948 万余円増の 91 億 3,277 万余円となった。

収益は、長期前受金戻入の計上等により前年度に比べ 4 億 6,630 万余円増加している。

一方、費用は、その他特別損失等の減少により前年度に比べ 3 億 4,318 万余円減少している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は、国債がマイナス金利となり運用に適さなくなったため、譲渡性預金等での運用を行うようになったことなどにより、前年度に比べ 108 億 5,297 万余円増の 489 億 2,258 万余円となった。

b 意見

(a) 平成 27 年度純利益は増加しているものの、長期的には大幅な給水収益の増加が難しい中で、老朽化の進行による施設の更新費用の増加が見込まれているので、今後も収支バランスに留意し、健全経営の確保に努められたい。

(b) 老朽化が進む浄・給水場の施設及び設備並びに管路について、平成 27 年度末に策定した「千葉県営水道事業長期施設整備方針（平成 28 年度～平成 57 年度）」及び「千葉県営水道事業中期経営計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」に基づき、適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、計画的、効率的な更新・整備を進められたい。

(c) 水道料金の未収金については、口座振替払及びコンビニエンスストアでの支払を推進するなど、引き続き滞納の未然防止を図るとともに、「水道料金徴収業務マニュアル」に基づき、一層の債権回収強化及び債権の適正な管理の徹底に取り組まれたい。

また、不納欠損処理については、今後も他の事業体の動向を注視するとともに関係部署との連携を密にし、適切な対応を図られたい。

併せて、既に不納欠損処理した未収金については、貸借対照表等で適切な表示に努められたい。

(d) 資金管理について、経済情勢や金融動向を注視し、管路の更新、施設整備等将来負担の増加に備え、企業債借入れ抑制及び適正な資金運用など、更なる効果的な管理に努められたい。

(ウ) 造成土地整理事業会計及び土地造成整備事業会計

a 造成土地整理事業会計における決算の状況

造成土地整理事業会計における収益的収支決算額は、土地分譲収益、土地貸付収益等の事業収益が 289 億 8,521 万余円で、土地分譲原価、一般管理費等の事業費用が 233 億 9,760 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、長期貸付金収入等の資本的収入が 7 億 1,761 万余円で、他会計への出資金等による資本的支出が 31 億 8,852 万余円となった。

次に、損益については、収益は 289 億 6,347 万余円、費用は 233 億 7,586 万余円である。この結果、55 億 8,761 万余円の純利益となった。

収益は、土地の処分が順調に進み土地分譲収益が増加したこと等により、前年度に比べ 82 億 4,701 万余円増加している。

一方、費用は、地方公営企業会計基準の見直しにより前年度に計上した土地の評価損によるその他特別損失が減少したこと等により、前年度に比べ 369 億 4,731 万余円減少している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は、432 億 1,053 万余円で、前年度より 189 億 7,890 万余円増加している。

b 土地造成整備事業会計における決算の状況

土地造成整備事業会計における収益的収支決算額は、造成宅地売却収益、事業資産貸付収益等の事業収益が 17 億 6,475 万余円で造成宅地売却原価、一般管理費等の事業費用が 136 億 8,902 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、諸施設費等の資本的支出が 19 億 3,794 万余円となった。

次に、損益については、収益は 17 億 6,075 万余円、費用は 136 億 8,502 万余円である。この結果、119 億 2,427 万余円の純損失となった。

収益は、土地の処分は進んだものの、土地分譲収入について独立行政法人都市再生機構と過年度収入の調整を行ったこと等により、前年度に比べ 24 億 5,115 万余円減少している。

一方、費用は、地方公営企業会計基準の見直しにより前年度に計上した土地の評価損による特別損失が減少したこと等により、前年度に比べ 115 億 3,299 万余円減少している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は、前年度に比べ 8 億 1,243 万余円減の 291 億 573 万余円となった。

c 意見

造成土地整理事業及び土地造成整備事業は、企業庁の後継組織として設置された企業土地管理局に引き継がれ、平成 28 年度より造成土地管理事業として実施されるが、保有土地の処分に当たっては、需要者のニーズに的確に対応するなどして、できるだけ早期の土地処分を図るよう積極的に取り組まれない。

また、次に掲げる事項に留意し、事業を進められたい。

- (a) 貸付料の減免を行っている土地等については、減免額の縮減又は売却等に努められたい。
- (b) 整備済みの公共施設については、早急に最終管理者に引き継ぎ、管理費の節減に努められたい。
- (c) 千葉北部地区新市街地造成整備事業について、平成 26 年 2 月に共同施行者の独立行政法人都市再生機構と締結した「千葉ニュータウン事業の清算に関する基本協定」及び関係覚書に基づき、未処分地の処分、資金の清算に努められたい。
- (d) 事業を中止した成田国際物流複合基地（北側）及び佐原工業団地の用地については、引き続き、関係機関等との協議を進め、処分に努められたい。

## (エ) 工業用水道事業会計

### a 決算の状況

工業用水道事業会計における収益的収支決算額は、給水収益等の事業収益が 136 億 3,295 万余円で、浄配水費等の事業費用が 125 億 1,290 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、他会計出資金等の資本的収入が 43 億 7,466 万余円で、企業債償還金等の資本的支出が 70 億 8,761 万余円となった。

次に、損益については、収益は 127 億 5,247 万余円、費用は 117 億 2,279 万余円で、純利益が前年度に比べ 2 億 3,046 万余円増の 10 億 2,968 万余円となった。

収益は、給水収益等が増加したものの、雑収益、長期前受金戻入等が減少したことにより、前年度に比べ 9,106 万余円減少している。

一方、費用は、総係費等が増加したものの、浄配水費、減価償却費、支払利息及び企業債取扱諸費等が減少したことにより、前年度に比べ 3 億 2,153 万余円減少している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は、前年度に比べ 24 億 9,828 万余円増の 170 億 7,918 万余円となった。

### b 意見

- (a) 平成 27 年度は、前年度と比較して、営業収益はわずかに増加したが、将来的には大きな増収が難しいこと、また、施設の老朽化の進行に伴い、更新整備費用の増加が見込まれていることから、今後とも、経営の安定化を図るため、経費削減や新規受水企業の募集等を行い、経営の健全化に努められたい。
- (b) 施設の老朽化の進行に伴う更新や耐震化の一層の強化については、「千葉県工業用水道事業中期経営計画（平成 25 年度～平成 29 年度）」及び平成 27 年度末に策定した「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画（平成 30 年度～平成 69 年度）」に基づき、重要度、優先度を勘案しながら計画的に進められたい。
- (c) 房総臨海地区工業用水道事業において、造成土地整理事業会計より平成 27 年度末で 288 億 4,533 万余円の借入残高があるが、平成 26 年 3 月に締結した「房総臨海地区工業用水道事業に係る貸付金に関する覚書」に基づき、計画的な返済に努められたい。

(オ) 病院事業会計

a 決算の状況

病院事業会計における収益的収支決算額は、医業収益などの病院事業収益が 429 億 1,357 万余円で、医業費用などの病院事業費用が 445 億 2,061 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債などの資本的収入が 34 億 3,994 万余円で、建設改良費などの資本的支出が 49 億 4,589 万余円となった。

次に損益については、収益 428 億 4,927 万余円、費用 444 億 5,438 万余円を計上し、純損失 16 億 510 万余円となり、前年度に引き続き赤字となった。

また、累積欠損金は平成 27 年度末で 126 億 8,347 万余円となっている。

収益は、入院収益、外来収益ともに減少したことや、前年度決算において特別利益として計上した旧東金病院の資産除却に係る長期前受金戻入益が減少したことなどにより、前年度に比べ 17 億 5,864 万余円減少している。

一方、費用は、旧東金病院の閉院に伴い、前年度決算において計上していた減損損失などの特別損失が減少したこと等により、前年度に比べ 23 億 5,751 万余円減少している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は、前年度に比べ 14 億 9,950 万余円減の 104 億 926 万余円となった。

b 意見

(a) 平成 27 年度においては、前年度に引き続き純損失を計上し、資金収支も悪化している。

今後、診療報酬の返還やがんセンターの建替え等に、多額の経費を要することが見込まれることから、病院局が一丸となって、各病院の実情を踏まえた経営改善策を着実に実施されたい。

(b) 未収金については、滞納の未然防止を図るとともに、法的措置を含めた債権回収の強化、債権の適切な整理、制度管理の徹底に取り組まれない。

(c) 患者負担の縮減や医療費抑制の観点から、ジェネリック医薬品の使用について、より積極的に取り組まれない。

(d) 各病院における会計事務処理について、内部統制上の課題が多く見受けられることから、法令等を順守した事務処理の徹底に努められたい。

また、経験の浅い職員でも円滑に実務が遂行できるよう、組織体制の見直しや研修を実施するなど、事務の効率化に努められたい。

(e) がんセンターでは、腹腔鏡下手術に係る死亡事例での検証結果を踏まえて、医療安全等の改革に取り組んでいた最中、検体取り違え事故、ガーゼ遺残事故が相次ぎ、これらの影響から患者数や手術件数の減少と、それに伴う医業収支の悪化が続いている。

このため、改革の必要性をセンター全体で再認識し、再発防止に万全を期し、がん診療連携拠点病院の再指定が受けられるよう、信頼の回復に向けて全力で取り組まれない。

(f) がんセンターでの診療報酬の請求において、厚生労働省等の監査で誤りを指摘されたことから、過去 5 年間の精査を行い、約 19 億円を保険者に自主返還することとした。今

後、誤った診療報酬額の返還を速やかに行うとともに、適正に診療報酬の請求が行われる体制を整備されたい。

(g) 非常勤職員の源泉所得税等について、納付漏れにより、長期にわたり保管されている預り金があることが判明したため、原因を究明し再発防止策を定め、これに取り組まれない。

c 留意すべき事項（累積欠損 1 件）

No.	会 計 名	留 意 す べ き 事 項
1	病院事業会計	平成 27 年度決算は、前年度に引き続き、1,605,103,394 円の当年度純損失を計上し、累積欠損金が 12,683,475,855 円と多額であるため、赤字体質からの脱却に向けた経営改善策を着実に実施し、累積欠損金の解消に努めること。

## VI 基金運用状況審査

### 1 審査の実施状況

#### (1) 審査の対象

平成 27 年度基金の運用状況の審査対象は、次のとおりである。

平成 27 年度 千葉県土地開発基金

平成 27 年度 千葉県美術品等取得基金

#### (2) 審査の手続

平成 27 年度土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況の審査に当たっては、基金の運用が設置の趣旨に沿って適正で、かつ、効率的に行われているか、また、計数は正確であるか等の諸点に留意し、併せて関係諸帳簿、証書類等を照合精査するとともに関係者の説明を聴取し、慎重に審査を行った。

#### (3) 基金の運用状況

##### ア 土地開発基金

平成 27 年度末の基金現在高は、1,800,000,000 円で、その内訳は、貸付金 1,400,000,000 円、現金 400,000,000 円である。

##### イ 美術品等取得基金

平成 27 年度末の基金現在高は、2,000,000,000 円で、その内訳は、現金 686,260,000 円、物品 1,313,740,000 円である。

### 2 審査の結果及び意見

#### (1) 審査の結果

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況調書は、関係諸帳簿、証書類及び金融機関証明書と符合しており、計数は正確なものと認められた。

#### (2) 審査の意見

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用については、適正に執行されていると認められた。

## Ⅶ 健全化判断比率等審査

### 1 健全化判断比率審査

#### (1) 審査の対象

平成 27 年度の千葉県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

#### (2) 審査の手続

健全化判断比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

#### (3) 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	平成 27 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	— %	8.75 %	15.00 %
実質公債費比率	10.9 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	155.7 %	400.0 %	

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

実質公債費比率（3か年平均を比率として用いる）については10.9%であり、前年度（11.2%）と比べ0.3ポイント改善している。

将来負担比率については155.7%であり、前年度（164.6%）と比べ8.9ポイント改善している。

今後とも健全な財政運営に努められたい。

### 2 資金不足比率審査

#### (1) 審査の対象

平成 27 年度の千葉県各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(2) 審査の手続

資金不足比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

審査に付された下記資金不足比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

会 計 名	平成 27 年度	経営健全化基準
千葉県特別会計 流域下水道事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 港湾整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業団地整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 土地区画整理事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 上水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 造成土地整理事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 土地造成整備事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業用水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 病院事業会計	— %	20.0 %

## VIII 住民監査請求

---

### 1 住民監査請求の概要

「住民監査請求」は地方自治法第 242 条に規定されており、その目的は、普通地方公共団体の長等の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民から監査委員に対し、監査を請求する権利を認めることにより、当該普通地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することにある。

また、住民は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることもできる。

### 2 監査の結果

平成 27 年度は 3 件の請求があったが、いずれも地方自治法に定められた要件を備えていない請求であったため、監査を実施していない。

## IX 外部監査

### 1 外部監査の概要

外部監査は、平成 11 年度から導入された制度で、知事が公認会計士や弁護士などの外部の専門知識を有する者と契約を結び、契約に基づき専門的な視点から行われる監査で、包括外部監査と個別外部監査があり、平成 27 年度は、2 に記載の者と包括外部監査契約が締結され、包括外部監査人が選定したテーマについて、監査が行われた。

なお、個別外部監査は行われなかった。

### 2 包括外部監査人

公認会計士 川口 明浩

### 3 包括外部監査のテーマ・監査対象

#### (1) 監査テーマ

ア 千葉県立学校に係る事務の執行について

イ 公益財団法人千葉県消防協会における出版事業等に係る出納その他の事務の執行について

#### (2) 監査対象

ア 教育庁企画管理部及び教育振興部の関係する各課及び教育機関

イ 公益財団法人千葉県消防協会

### 4 包括外部監査の結果の公表

包括外部監査の結果は、千葉県報（平成 28 年 4 月 26 日第 13117 号）に掲載し公表した。

また、千葉県監査委員事務局ホームページに掲載した。

（アドレス：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>）

【資料】

1 監査委員

区分	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
識見委員	千坂 正志	平成 22 年 4 月 1 日	—	平成22年4月1日から 非常勤  平成24年4月1日から 常勤 代表監査委員
	藤代 政夫	平成 24 年 4 月 1 日	—	非常勤
議選委員	木名瀬捷司	平成 27 年 5 月 15 日	平成 28 年 6 月 21 日	非常勤
	天野 行雄	平成 27 年 5 月 15 日	平成 28 年 6 月 21 日	非常勤
	山中 操	平成 28 年 6 月 22 日	—	非常勤
	横堀喜一郎	平成 28 年 6 月 22 日	—	非常勤

## 2 平成27年度監査計画

(平成27年7月8日決定)

### 1 はじめに

本県では、社会構造の変化に伴う社会保障や県有資産の維持・更新などが、今後も増加する見込みです。こうした中、県にあっては、さまざまな行政課題に取り組みながらも、将来に渡って行財政運営の健全性を確保しつつ、良質で安定的な県民サービスを提供することが強く要請されています。

また、県は、平成22年3月に制定した千葉県コンプライアンス基本指針に基づきコンプライアンス推進計画を策定し、不適正な経理処理を繰り返すことのないようさまざまな取組を実施していますが、適正な経理処理の徹底や内部統制の確保は、今後も非常に重要な課題です。

このような問題意識のもと、県政についてより公正で効率的・効果的な監査を行い、健全な行財政運営の実現に資することが、公正不偏で独任制の執行機関たる監査委員の責務であり、県民の期待に応えるものと確信して、千葉県監査委員職務執行規程第6条の規定により、平成27年度監査計画を次のとおり定めることとします。

### 2 基本方針及び重点監査事項

#### (1) 基本方針

現下の厳しい財政状況を勘案し、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を挙げているかなど、より一層、県民の立場・視点に立った監査を3に定める実施方針に基づき行う。

監査の実施に当たっては、合規性、正確性の視点はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点から積極的かつ経年的に検証するとともに、外部監査や行政監査の結果にも留意する。

また、監査結果等の情報を県民に速やかに、かつ、分かりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

#### (2) 重点監査事項

##### ア 適正な財務事務の執行について

###### (ア) 普通会計

###### a 収入未済について

行政代執行負担金や各種貸付けに係る償還金などの収入未済については、適正な債権管理が講じられているか、また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているかを確認する。

###### b 契約事務について

委託事業等の契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

c 公共事業の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているか、繰越しの縮減に努めているかを確認する。

d 財産について

財産の取得、管理（利用状況等も含む。）及び処分が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

(イ) 公営企業会計

a 契約事務について

委託事業等の契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

b 工事の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているか、繰越しの縮減に努めているかを確認する。

c 財産について

財産の取得、管理（利用状況等も含む。）及び処分が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

イ 内部統制について

不適正経理問題の教訓を踏まえ、適正な経理処理の徹底及び職員のコンプライアンス意識の浸透について検証を行うとともに、適正な事務執行が行われるために、組織としての取組や体制が確立されているかなど、内部統制の機能について監査を行う。

### 3 実施方針及び実施方法等

#### (1) 定期監査

ア 対象期間は原則平成 27 年度とし、県における事務や事業の執行全般を対象として、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点から監査を実施する。

イ 監査を効果的に実施するため、平成 27 年度は、普通会計及び公営企業会計ともに、重点監査事項に重点を置いて実施する。

ウ 監査対象機関は、平成 27 年 4 月 1 日現在の 485 機関とし、実地監査又は書面監査の区分は、表 1 のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

#### (2) 随時監査

県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

### (3) 行政監査

県の事務事業の執行について、監査委員が必要と認めるものを対象に監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

### (4) 財政的援助団体等監査

ア 対象期間は原則平成 26 年度とし、財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施する。

出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認する。

イ 監査対象団体は、次のとおりとする。

- a 県の出資比率が 25%以上かつ事業規模 1 千万円以上の出資法人
- b 県の補助金が 3 億円以上の私立高等学校
- c 県の補助金が 5 千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）
- d 県の委託料が 5 千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）

なお、監査対象団体数及び監査方法は、表 2 のとおりとする。

ウ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

### (5) 例月出納検査

ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として検査を実施する。

イ 検査対象は、会計管理者所管の一般会計、19 特別会計及び 33 基金並びに公営企業管理者所管の 5 特別会計及び 1 基金とする。

ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

エ 検査は、監査委員全員による実地検査を年 1 回（12 月）及び書面検査を年 3 回（6 月、9 月、3 月）実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

### (6) 決算審査

ア 普通会計

平成 27 年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

イ 公営企業会計

平成 27 年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

- ウ 対象会計は、例月出納検査と同様とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。
- エ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

#### (7) 基金運用状況審査

- ア 平成 27 年度における基金の運用状況について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施する。
- イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

#### (8) 健全化判断比率等審査

- ア 平成 27 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかを主眼として審査を実施する。
- イ 対象会計は、決算審査と同様とし、決算審査と同時期に実施する。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

#### (9) その他の監査等

- 住民からの請求、議会・長からの要求に基づく監査等については、その都度、実施方法等を定めて実施する。

### 4 監査結果のフォローアップ

- (1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているかを把握、確認するとともに、講じた措置については速やかな報告を求める。
- (2) 監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有化を図る。

## 5 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監査等の種別		実施時期	報告・公表時期
定期監査	本 庁	普通会計	平成 28 年 8 月
		公営企業会計	平成 28 年 7 月
	出先機関	平成 27 年 9 月～平成 28 年 7 月	平成 27 年 12 月、 平成 28 年 2 月・6 月・9 月
財政的援助団体等監査		平成 27 年 9 月～平成 28 年 3 月	平成 27 年 12 月、 平成 28 年 2 月・6 月
決算審査	普通会計	平成 28 年 8 月	平成 28 年 9 月
	公営企業会計	平成 28 年 7 月	
基金運用状況審査		平成 28 年 8 月	平成 28 年 9 月
健全化判断比率等審査		平成 28 年 8 月	平成 28 年 9 月
例月出納検査		毎月 25 日とし、当該日以外に実施する必要がある場合は、月間の監査等計画で定める日	平成 27 年 12 月、 平成 28 年 2 月・6 月・9 月

## 6 監査結果等の報告・公表

監査等の結果については、上記 5 に記載する報告・公表時期に知事等へ提出するとともに、県報登載により公表する。併せて、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に積極的に、かつ、わかりやすく情報提供を行う。

また、講じた措置についても同様に公表及び情報提供を行う。

## 7 外部監査への対応

外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮するとともに、外部監査人の求めに応じ協力する。また、監査結果並びに講じた措置の公表及び情報提供を行う。

## 8 監査日程等

監査の具体的な日程、担当する委員等については、月間の監査等計画で定める。

表1 定期監査の対象機関数及び監査方法

区 分		監査対象 機 関 数	監 査 方 法		
			実地監査	書面監査	計
普 通 会 計	本 庁	102	102	—	102
	出先機関	343	152	191	343
	計	445	254	191	445
公 営 企 業 会 計	本 庁	15	15	—	15
	出先機関	25	17	8	25
	計	40	32	8	40
合 計	本 庁	117	117	—	117
	出先機関	368	169	199	368
	計	485	286	199	485

(注1) 本庁各課（局・室）の監査は、監査委員全員により実施する。

(注2) 出先機関の実地監査は、原則監査委員2名により実施する。

(注3) 書面監査は、監査委員全員により実施する。

表2 財政的援助団体等監査の監査対象団体数及び監査方法

区 分	監査対象 団 体 数	監 査 方 法		
		実地監査	書面監査	計
出 資 法 人	33	17	2	19
私立高等学校	29	2	5	7
その他の援助 (補助) 団体	17	4	0	4
指定管理者	17	4	0	4
計	96	27	7	34

(注) 実地監査は原則委員2名により実施し、書面監査は監査委員全員により実施する。

## 千葉県の監査－平成27年度版－

---

平成28年10月発行

千葉県監査委員事務局

所在地：千葉市中央区市場町1－1 千葉県庁南庁舎6階

電話：043-223-3727 FAX：043-222-5233

ホームページ：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>